

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

現 行	改 正 後
目次 第 1 章～第 6 章 （略） <u>第 7 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 6 条）</u> 附則 第 3 章 基本方針 第 4 条 （略） 2 ～ 4 （略） — — （運営規程） 第 2 0 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 2 4 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) （略） — (6) （略） （勤務体制の確保） 第 2 1 条 （略） 2 ・ 3 （略） —	目次 第 1 章～第 6 章 （略） <u>第 7 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 6 条）</u> <u>第 8 章 書面の作成等に関する特例（第 3 7 条）</u> 附則 第 3 章 基本方針 第 4 条 （略） 2 ～ 4 （略） <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （運営規程） 第 2 0 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 2 4 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) （略） <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) （略）</u> （勤務体制の確保） 第 2 1 条 （略） 2 ・ 3 （略） <u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの</u>

現 行	改 正 後
— (担当職員の健康管理) 第23条 (略) —	<u>等により担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) <u>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (担当職員の健康管理) 第23条 (略) <u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> <u>第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた</u>

現 行	改 正 後
(揭示) 第 2 4 条 (略) — (事故発生時の対応) 第 2 9 条 (略) — (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第 3 4 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。	<u>めの指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (揭示) 第 2 4 条 (略) <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (事故発生時の対応) 第 2 9 条 (略) <u>(虐待の防止)</u> <u>第 2 9 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第 3 4 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

現 行	改 正 後
(1)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議_をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができること。 (10)～(27) (略) 第7章 基準該当介護予防支援に関する基準 (準用) 第36条 (略) —	(1)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置等を活用して行うこと(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。))</u>ができるものとする。_)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができること。 (10)～(27) (略) 第7章 基準該当介護予防支援に関する基準 (準用) 第36条 (略) 第8章 書面の作成等に関する特例 第37条 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、第4章から前章までの規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)</u>で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第34条第25号(前条において準用

現 行	改 正 後
	<u>する場合を含む。)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 2 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、第4章から前章までの規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に関する経過措置）

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項、第20条（改正後の第36条において準用する場合を含む。）及び第29条の2（改正後の第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第4条第5項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう

努めなければ」と、改正後の第20条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、改正後の第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第21条の2（改正後の第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と読み替えるものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第23条の2（改正後の第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。